

令和5年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月1日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月1日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	8番	飯 田 雅 広		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	総務課長	藤下 真人
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 保 險 医 療 課 長	不破 生美
		住民課長	戸谷 政司	介 護 支 援 課 長	後藤 雅幸
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光	下 水 道 課 長	浅井 修
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 事 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	12 番	奥 田 信 宏	13 番	安 藤 洋 一	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 日程第5 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第6 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第4号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第5号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第6号 令和4年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第7号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 施政方針
- 日程第14 議案第8号 蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 選挙第10号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 蟹江町図書館空調設備改修工事請負契約締結について
- 日程第20 議案第14号 令和5年度蟹江町一般会計予算
- 日程第21 議案第15号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第16号 令和5年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第23 議案第17号 令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和5年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和5年度蟹江町下水道事業会計予算
- 追加日程第28 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 追加日程第29 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第30 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 追加日程第31 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第32 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第33 議案第13号 蟹江町図書館空調設備改修工事請負契約締結について

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、皆様には円滑な議会運営に配慮いただきまして、誠にありがとうございます。

愛知県下におきましては、2月に入り、感染状況が一段と落ち着いてきております。感染対策が厳重警戒から警戒領域に移行されております。皆様におかれましても、インフルエンザの同時流行が懸念されておることから、いましばらく基本的な感染予防を心がけていただきますよう、よろしく願いいたします。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び代表質問並びに一般質問の撮影、放送許可願が提出されましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしましたので、よろしく願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様に、議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆様にお願いがございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態においていただきますよう、よろしく願いいたします。

傍聴される皆様にお願ひ申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日、飯田雅広君から体調不良ということで、欠席の申し出がございましたので、許可いたしましたので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで、去る2月24日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る2月24日、午前9時より開会いたしました令和5年第1回3月定例議会における第1回議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1、会期の決定についてです。

令和5年3月1日水曜日から3月16日木曜日までの16日間とします。

2、議事日程についてです。

3月1日水曜日午前9時、本日です。議案上程、付託、精読、施政方針、人事、先議案件、審議、採決です。選挙第1号、第2号、そして議案第1号から第3号、第13号になります。その後、全員協議会、議員総会、議員互助会総会を行います。組合議員選出のため、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催します。

2日木曜日午前9時。1日に終了または開催できなかった場合です。

6日月曜日午前9時より。総務民生常任委員会、付託事件審査。議案第8号から第12号です。その後、所管事務調査、打ち合わせを行います。午後1時30分、防災建設常任委員会、所管事務調査、打ち合わせです。

9日木曜日午前9時より。代表質問。

10日金曜日午前9時。一般質問。終了後、議会広報編集委員会。6月15日発行号の割り付け等です。そして、その後、議会運営委員会、意見書等の取りまとめを行います。

13日月曜日午前9時。10日に終了または開催できなかった場合。

14日火曜日午前9時。予算審議。

15日水曜日午前9時。14日に終了できなかった場合。

16日木曜日。委員長報告、議案審議、採決、閉会。その後、議員互助会総会を開きます。次に、先議案件についてです。

議案第13号「蟹江町図書館空調設備改修工事請負契約締結について」は、初日に追加日程により審議、採決を行う。

4、人事案件について。

1、選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」。2、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」。

上記2件については、本日、追加日程により選挙を行う。選挙の方法は、議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、被選挙人を選出する。

3、議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。4、議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。5、議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

上記3件については、本日、追加日程により審議、採決を行う。

5、総務民生常任委員会、所管事務調査及び所管事務調査報告について。

3月6日月曜日、付託事件審査終了後、所管事務調査報告についての打ち合わせを行う。また、最終日に委員長より所管事務調査報告を行う。

6、防災建設常任委員会、所管事務調査及び所管事務調査報告について。

3月6日月曜日午後1時30分から所管事務調査報告についての打ち合わせを行う。

7、代表質問について。

1、質問順序について。最初に、新風、安藤洋一、2番目に、新政会、吉田正昭、3番目に、日本共産党、板倉浩幸、4番目に、公明党、山岸美登利、5番目に、立憲民主党、飯田雅広。

そして、2の質問場所について。最初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行う。なお、質問は30分以内で行い、質問回数の制限をしない。

3、質問の通告について。通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告する。

8、一般質問について。

代表質問と一般質問を行う定例会の場合の例として、代表質問を行う議員は、一般質問を行うことはできない。2名以上の会派においては、代表質問を行わない議員は、一般質問を行うことができる。

2、質問数は、1人1問とする。

3、通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告する。答弁を求める者についても通告書に記載する。

4、一般質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに、議会事務局に電子データを提出する。質問当日にパネルを使用する議員は、あらかじめ分かっていたら、通告書にその旨を記載する。

9、予算審議について。

審議の方法は、先例により行う。

1、一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとし、歳出は、款ごとに1人3回までとする。

2、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までとする。

10、意見書等について。

12月定例会から継続審議となっていた1から3と、12月定例会以降新たに提出された意見書4から8の取り扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議する。

1、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書。2、地域の医療・介護の充実を求める意見書。3、「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。4、保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書。5、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書。6、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。7、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求め

る意見書。8、介護保険制度の改善を求める意見書。

11、条例及び規程の制定について。

- 1、蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例（案）。素案のとおり。
- 2、提案時期。最終日に上程し、追加日程により、審議、採決を行う。
- 3、提案者。一般質問終了後の議会運営委員会において、提案者及び賛成者を決める。
- 4、蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）。素案のとおり。

12、その他です。

1、政務活動費について。

令和5年度4月分交付申請書及び請求書については3月16日木曜日までに、令和4年度収支報告書については4月14日金曜日までに議会事務局へ提出する。

2、議員表彰伝達式について。

全国町村議会議長会自治功労者表彰（議員27年）。

全国町村議会議長会から伊藤俊一議員と黒川勝好議員が議員27年表彰を受賞されたため、全員協議会の冒頭に議長から伝達を行う。

3、議員総会の開催について。

3月1日水曜日、全員協議会終了後に開催し、議員への議案等、電子データの提供について協議する。

4、議員互助会総会の開催について。

ア、3月1日水曜日、議員総会終了後に開催し、2023年トルコ・シリア地震救援金について協議する。

イ、3月16日木曜日、閉会後に開催し、議員互助会費の精算について協議する。

5、その他。

ア、議員と理事者（定年退職予定者を含む）との懇談会について。3月16日木曜日、午後6時から丸河において懇親会を行う。

イ、3月定例会における新型コロナウイルス感染防止対応について。会期中は、従前どおりマスクを着用とする。また、傍聴する方にもマスク着用を求めることとする。席の入れ替え時の消毒の措置は実施しない。

以上、報告させていただきます。よろしく申し上げます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番奥田信宏君、13番安藤洋一君を指名いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもって報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第4 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、よろしくお願いいたします。

選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」。

海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和5年3月1日提出、蟹江町議会。

選出いただくのは1名の議員でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区急病診療所組合議会議員の任期は、2年でございます。

規約第5条第3項に基づきまして、現在、飯田雅広議員にお世話いただいております。令和3年3月2日に推選、任期を持たれまして、飯田雅広議員の任期は、令和5年3月31日が任期満了となります。

次回、選出されました議員におかれましては、令和5年4月1日から令和7年の3月31日までが任期となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

よろしくお願いいたします。

選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」。

海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和5年3月1日提出、蟹江町議会。

選出いただきますのは、2名の議員でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部南部広域事務組合議会議員の任期は、2年でございます。

規約第5条第2項に基づきまして、現在、着任しておられますのは、山岸美登利議員と石原裕介議員でございます。令和3年5月13日に推選されまして、今回、令和5年3月31日が任期満了となります。

次回、選出されます議員におかれましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、選挙第2号は精読にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

なお、選挙第1号及び選挙第2号の選挙につきましては、午前の休憩時間に総務民生常任委員会を協議会室で開催し、組合議会議員の選出をお願いしたいと思います。また、選出されましたら、議長までご報告をお願いしたいと思います。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第6 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町大字須成字川西上365番地1。

氏名、神田雅彦。

生年月日、昭和28年1月1日。

提案理由。

この案を提出するのは、神田雅彦委員が令和5年9月30日をもって任期満了となり、推薦する必要があるからである。

2ページをお願いいたします。

人権擁護委員候補者の略歴等でございます。

氏名、神田雅彦。

生年月日、昭和28年1月1日（70歳）。

住所、愛知県海部郡蟹江町大字須成字川西上365番地1。

職業、無職。

公職歴等、人権擁護委員（平成26年7月1日から現在）。

賞罰、なし。

3ページをお願いいたします。

参考として、任期一覧をお付けいたしました。

お2人目が委員の新しい任期の表でございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、被推薦者の神田雅彦さん、平成26年7月から現在に至るまで、人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、ご活躍をいただいております。他に、平成26年から7年間、社会福祉委員として、そして平成27年度から7年間、国民健康保険運営協議会としても、ご尽力をいただいております。今年度からは、男女共同参画推進会議の委員も兼任をされてございます。

人格、識見も大変高く、人望も厚いことなどから、適任者であると考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第7 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町桜四丁目485番地。

氏名、遠山茂和。

生年月日、昭和30年10月1日。

提案理由。

この案を提出するのは、遠山茂和委員が令和5年9月30日をもって任期満了となり、推薦する必要があるからである。

2ページをお願いいたします。

人権擁護委員候補者の略歴等でございます。

氏名、遠山茂和。

生年月日、昭和30年10月1日(67歳)。

住所、愛知県海部郡蟹江町桜四丁目485番地。

職業、無職。

公職歴等、人権擁護委員(令和2年10月1日から現在)。

賞罰、なし。

3ページをお願いいたします。

参考として、任期一覧をお付けをいたしております。

上から4人目の方が遠山茂和委員の新しい任期の表となっております。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

被推薦者の遠山茂和さんは、令和2年10月から、ご案内のとおり、今日に至るまで人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、ご活躍をいただいております。また、小中学校の教諭として長きにわたり教育に携われたほか、地元自治会の役員や須成鼓笛保存会の副会長等々を務められ、地域活動にも大変ご尽力をいただいております。

以上、人格、識見も高く、人望も厚いということから、適任者と考えてございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第8 議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町錦二丁目38番地。

氏名、兵頭早百合。

生年月日、昭和30年10月3日。

提案理由。

この案を提出するのは、兵頭早百合委員が令和5年9月30日をもって任期満了となり、推薦する必要があるからである。

2ページをお願いいたします。

人権擁護委員候補者の略歴等でございます。

氏名、兵頭早百合。

生年月日、昭和30年10月3日（67歳）。

住所、愛知県海部郡蟹江町錦二丁目38番地。

職業、会社員。

公職歴等、人権擁護委員（令和2年10月1日から現在）でございます。

賞罰、なし。

3ページをお願いいたします。

参考として、任期一覧をお付けしてございます。

上から5人目の方が兵頭早百合委員と新しい任期の表でございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からもご説明を申し上げたいと思います。

被推薦者の兵頭早百合さんは、令和2年10月から、ご案内のとおり、現在まで人権擁護委員としてご活躍をいただいております。また、小中学校ではPTAの広報委員長として活躍をされ、また婦人会でも今現在、大変活躍をされておられて、退任後も独居老人訪問等、ボランティア活動にご尽力をいただいております。

以上、人格、識見も高く、人望も大変厚いということで、適任者と考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第9 議案第4号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第4号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,664万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億4,096万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

5ページのほうをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

変更分といたしまして、戸籍システム借上料等の限度額を3,345万7,000円に変更。電話交換業務委託料、限度額を1,028万円に変更。名古屋市消防局防災指令センター共同運用負担金、限度額を9,263万9,000円に変更。図書館システム機器借上、限度額を1,058万4,000円に変更させていただくものでございます。

続きまして、第3表、地方債補正。

変更分といたしまして、起債の目的、臨時財政対策の限度額を3億710万円の減額補正をさせていただくものでございます。観光交流センター駐車場整備事業につきましては、190万円の減額。源氏泉緑地護岸緊急改修事業につきましては、30万円の減額。南駅前線整備事業につきましては、9,630万円の減額。防災指令センター共同運用指令管制システム整備事業につきましては、170万円を減額させていただくものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

今回の補正予算につきましては、決算見込額を推計いたしまして、精査をした結果の減額の補正が主なものでございます。大変、項目が多くございますので、主な増額部分を中心に説明をさせていただきます。

歳入補正でございます。

1款、町税。全体といたしまして、補正額が1億6,710万円の増額補正でございます。主

なものとしたしまして、個人住民税の増額によるものでございます。

それから、4款から9款までの県税交付金。4款の配当割交付金から9款の環境性能割交付金、県税交付金全体で合わせて8,000万円の増額補正でございます。いずれも、県税の決算見込みに基づくものでございます。

それから、11款の地方交付税。補正額が4億1,255万6,000円の増額補正でございます。増額の要因としたしましては再算定による増額分と交付実績に基づくものでございます。

続きまして12ページ、13ページをお願いいたします。

15款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金。主なものとしまして、1目の民生費国庫負担金でございます。国庫支出金全体としまして、補正額が8,804万8,000円の増額補正でございますが、その内訳として、主なものとして、民生費国庫負担金、内容としまして、施設給付費負担金が2,390万7,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、公定価格における各種加算認定による増額、それから須成東幼稚園の認定こども園化に伴うものの増額分でございます。

それから、続きまして、14ページ、15ページのほうをお願いいたします。

14ページ、15ページでございます。16款、県支出金、1項県負担金。主なものとしまして1目の民生費県負担金でございます。県支出金におきましては、総額で3,843万7,000円の増額補正でございます。主なものとして、1目の民生費県負担金、保険基盤安定負担金が4,880万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、交付確定に伴うものでございます。

それから、続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

16ページ、17ページ、ちょうど中ほどでございます。19款の繰入金、補正額が8,000万円の減額補正でございます。こちらのほう、内訳としたしまして、財政調整基金の繰入金が8,000万円の減額ということでございます。財政調整基金の繰入金としまして、基金に積み戻しをさせていただくものでございます。

それから、20款の繰越金でございます。補正額が3億7,043万6,000円の増額補正でございます。内訳としたしまして、前年度繰越金、毎年、各年度末、この年度末にほぼ全額を充当させていただくものでございます。

最後に、22款の町債でございます。補正額が4億730万円の減額補正でございます。主なものとしていたしまして、臨時財政対策債が3億710万円の減額補正でございます。こちらのほうは、当初の想定より地方交付税の交付額が増加した分、臨時財政対策債が減少したことによるものでございます。それから、南駅前線整備事業債、こちらのほうは補正額が9,630万円の減額補正でございます。こちらのほうは当初に予定した事業費の減額によるものでございます。

以上が歳入補正の主なものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページ、19ページ、歳出補正でございます。

こちらから歳出でございますけれども、主な増額補正を中心に説明をさせていただきます。

まず、2款の総務費、1項総務管理費、20ページ、21ページのほうをお願いいたします。4目の財産管理費でございます。補正額が7,305万1,000円の増額補正でございます。内訳として、説明欄のほうをご覧ください。財産管理事務費といたしまして、公有財産購入費、公共用地購入費として7,305万5,000円の増額補正でございます。こちらのほう、土地取得特別会計から買い戻しをさせていただくものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお願いします。

2款の総務費の1項総務管理費のこちらのほうは6目減債基金費でございます。補正額が1億円の増額補正でございます。内訳として、説明欄のほうをお願いいたします。減債基金管理費、減債基金積立金として1億円の増額補正でございます。今後の公債費増加に備えて積み立てをさせていただくものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお願いします。

8目の財政調整基金費でございます。補正額が4億2,417万8,000円の増額補正でございます。内訳として、説明欄でございます。財政調整基金管理費としまして、財政調整基金積立金として4億2,313万3,000円、それから、財政調整基金預金利子積立金として104万5,000円の増額補正でございます。今回の歳入超過分の一部財政調整基金に積み立てるものでございます。

それから、32ページ、33ページをお願いいたします。

続きまして、民生費に入ります。32ページ、33ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費でございます。1目の社会福祉総務費、補正額が8,902万5,000円の増額補正でございます。主な増額要因として、国民健康保険の繰出事業ということで、国民健康保険事業特別会計繰出金として、補正額が9,419万円の増額補正でございます。こちらのほうは、保険基盤安定負担金等の確定に伴う法定繰り出し分の増額分でございます。

それから、同じく民生費のほうで、34ページ、35ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費、4つ目の保育所費でございます。補正額が2,003万8,000円の減額補正となっておりますが、内訳の説明欄のところ、保育所運営費といたしまして、こちら増額がございます。保育所運営費としまして委託料でございます。保育実施委託料ということで1,593万円の増額補正でございます。こちらの広域保育利用児童の増加に伴う増額でございます。

それから、36ページ、37ページをお願いいたします。

同じく児童福祉費の中で、民間保育所運営費としまして扶助費でございます。施設型給付費としまして、補正額が2,694万1,000円の増額補正でございます。こちらのほうは、公定価格の加算認定による増額でございます。主に須成東幼稚園の認定こども園化によるものでございます。

それから、続きまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

土木費でございます。

7款の土木費、4項都市計画費、2目土地区画整理費でございます。補正額といたしまして、1億4,850万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、土地区画整理管理事務費ということで積立金でございます。土地区画整理事業を基金積立金として、1億5,000万円の増額補正でございます。こちらは、今後見込まれております富吉駅南の土地区画整理事業に係る支出に備えるために積み立てをさせていただくものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

土木費の4項都市計画費の6目公共下水道費でございます。補正額といたしまして、1億5,000万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、公共下水道事業の積立金というところでございます。下水道整備基金積立金として1億5,000万円の増額でございます。今後の整備事業費の増加に備えるために、基金に積み立てをさせていただくものでございます。

最後に、60ページ、61ページをお願いいたします。

9款でございます。

9款教育費、6項私立学校費の1目私立学校費でございます。補正額が71万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、私立幼稚園管理費の扶助費としまして、施設等利用費ということで151万5,000円の増額補正でございます。こちら、私立幼稚園の利用児童の増加に伴う増額補正でございます。

なお、人件費の補正につきましては、総額1億1,200万円の減額補正をさせていただいております。いろいろ何かそれぞれの款ごとに、人件費のほうにつきましては、補正について総額1億1,200万円の減額を計上をしております。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第10 議案第5号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第5号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」。

令和4年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入につきましては、額の確定とともに精算に伴うものでございます。

それでは、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましては、財源内訳の変更を行っていくものでございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第11 議案第6号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第6号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」。

令和4年度蟹江町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,305万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,316万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入補正でございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計から買い戻しをさせていただいた土地売払収入を歳入で受けて、歳出予算により土地開発基金へ同額を償還、戻し入れをさせていただくものでございます。

歳入補正でございます。

1款財産収入、2項財産売払収入、1目土地売払収入、補正額が7,305万5,000円の増額補正でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

3款諸支出金、1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、補正額は同額の7,305万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、土地開発基金の償還金というところで基金の戻し金でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第12 議案第7号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第7号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）」。

令和4年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億827万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料。補正額772万2,000円。説明欄をお願いいたします。01現年度分特別徴収保険料772万2,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費。補正額772万2,000円。説明欄をお願いいたします。負担金といたしまして、001第1号事業支給費（訪問）295万6,000円。002第1号事業支給費（通所）476万6,000円。こちらは、要支援1、2の方の介護予防・生活支援サービス事業費が見込みを上回ったため、計上させていただくものでございます。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第13 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がございましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇いただきますようお願いします。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日、ここに、令和5年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をいたします議案の説明に先立ちまして、令和5年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と主要施策について申し述べさせていただきます。

町民の皆さんから負託を受けた5期目の任期も、早いもので2年が経過をし、折り返しの年となりました。昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症につきまして、感染力の極めて強いオミクロン株へ置き換わり、第6波から第8波まで、幾度となく感染拡大の波が押し寄せ、感染の中心も飲食の場所から保育所、学校等の施設、家庭内感染へと変わってまいりました。また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う世界的な原材料価格の高騰に加え、急激な円安による食料品やガソリン価格、電気料等の値上げが進むなど、不安定な国際社会情勢も住民生活に大きな影響を及ぼしました。

こうした様々な課題に直面する中、当町におきましても、県や医療機関などと連携をし、町民の皆様の命と健康を守るため、ワクチン接種による感染拡大防止対策に取り組むとともに、国の交付税を活用した子育て世代への経済的支援や厳しい経営状況にあります事業者への支援など、物価高騰による生活への影響緩和に努めてまいりました。

一方、これまで新型コロナウイルス感染症により、中止や延期を余儀なくされてきた須成祭などの各種行事は、規模を縮小し感染症対策を講じた上で、3年ぶりに開催をすることができました。開催に当たりご尽力をいただいた関係者各位、そして多くの皆様方からご理解を賜りましたことを深く感謝を申し上げます。

引き続き、感染状況を注視をしながら、3年に及ぶコロナ禍からの正常化を目指して各種施策に取り組んでまいりますので、議員各位の皆様方にはご理解とご協力をお願いするとともに、令和5年度の予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いを申し上げます。

まず初めに、令和5年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計におきましては、前年度比3.5%増の119億5,444万3,000円、特別会計につきましては、計5会計で前年度比4.6%増の77億5,076万7,000円、企業会計につきましては、計2会計で前年度比4.1%増の29億3,314万9,000円、総額226億3,835万9,000円の予算を編成いたしました。

それでは、令和5年度の主な施策について、第5次蟹江町総合計画の分野別計画に掲げる5つの枠組みに沿って、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、分野1、子育て・健康・福祉、「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、子育て包括支援事業につきましては、安心して子どもを産み、育てられるような環境づくりを推進をいたします。多胎児を妊娠した妊婦の方、単体妊娠よりも多くの妊婦健康診査が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなっております。通常の数を超えて受診をされた費用を補助することで、多胎妊娠の負担軽減を図ります。加えて、低所得の妊婦の経済的負担を軽減するために、初回の産科受診料を助成してまいりたいと思います。

また、新生児の聴覚検査につきましては、障がいの早期発見や言語発達等への影響を最小限に抑えるために、新たな助成制度を創設するとともに、3歳児健康診査においても、より精密な眼科検査が可能となる検査機器を導入し、妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援を充実させてまいります。

2、保育、幼児教育、学童保育事業につきましては、保護者の幅広い保育ニーズに対応するため、これまで持ち帰りをお願いをしていた紙おむつを保育所で回収をいたします。これにより、感染症対策や衛生環境の確保、保護者や保育士の負担軽減を図るとともに、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定をいたします。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムをさらに深化させるとともに、高齢者を取り巻くあらゆる主体と連携をし、地域での見守りや支え合いの体制の構築に努め、地域共生社会の実現を目指してまいります。

4、障がい者福祉事業につきましては、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定をし、障がい者支援の充実に取り組んでまいります。

また、令和3年1月に開設をいたしました海部南部権利擁護センターは、認知度の高まりとともに年々ニーズが上昇してまいります。成年後見支援及び障がい者相談支援による中核機関としての役割を果たすため、職員体制の充実とセンターの機能強化を図ってまいります。同時に、社会福祉協議会、地域包括支援センター等、関係機関と連携をし、包括的な相談支援体制の整備により、一層推進をしてまいりたいと思っております。

5、地域福祉・生活困窮対策事業につきましては、少子高齢化・人口減少、地域のつながりの希薄化など、従来の支援の在り方では解決が困難な事業が散見されるようになりました。いわゆる8050問題やダブルケアなど、複雑多様化する生活課題が顕在化する中、様々な相談を受け止め、包括的な支援体制を整備していく必要があります。

このたび、社会福祉協議会に配置をするコミュニティソーシャルワーカー、CSWを中心として、相談者宅への訪問等によるアウトリーチ支援を強化するなど、新たに社会福祉法に位置づけられた相談支援、そして参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制の整備を積極的に推進してまいります。

6、健康推進事業につきましては、健康寿命の延伸に向け、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施向上に努めるとともに、生活習慣病等の早期発見、早期治療、重症化予防の観点から、第4期特定健康診査等実施計画及び第3期国民健康保険データヘルス計画を策定をし、各種取り組みを積極的に進めてまいります。

また、長引くコロナ禍の影響で自殺の原因となる様々な問題が悪化したことなどにより、我が国の自殺者数は、特に女性と小中高生がこれまでにない水準となっております。今後10年間で取り組むべき当町の施策を織り込んだ「第2期自殺対策計画」を策定をし、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。

次に、分野2、教育・文化、「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、ICT支援員の派遣を継続することでICT機器を活用した授業のさらなる充実を図ります。また、タブレット端末を自宅へ持ち帰り、家庭での学習に役立てるとともに、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの突発的な臨時休業にも対応してまいります。体育の授業では、1つの小学校において、民間業者の施設を利用したプール指導を試験的に導入をさせていただきます。専門的な指導や維持管理を含めた効果検証を行い、ほかの小学校への拡充を検討してまいります。

学校施設においては、蟹江小学校中校舎屋上の防水工事を実施をし、施設の長寿命化を図るとともに、蟹江小学校及び蟹江中学校のトイレ改修事業に向けた設計を行い、子どもたちの学校生活の充実と災害時における避難所機能の強化を図ります。

2、生涯学習事業につきましては、青少年健全育成の観点から、引き続き、中学生沖縄県読谷村交流事業を実施をいたします。学校生活が違い、文化や習慣を紹介しながら、読谷村の中学生との交流を図るとともに、戦争遺跡を体感することで平和の尊さを学び、現地の家庭へ民泊することで、沖縄の歴史文化に触れる機会を提供してまいります。また、青少年の非行・被害防止全国強調月間に合わせ、町内において街頭啓発を実施することで、地域全体で子どもたちを見守ることの大切さも周知してまいります。

3、歴史文化の継承事業につきましては、令和2年度から策定に取り組んでまいりました蟹江町文化財保存活用地域計画を文化庁に提出をし、認定を受ける見込みであります。当町の歴史文化を物語る数々の文化財を適切に保存することと、教育や生涯学習だけではなく、観光や商工業など、様々な場面で文化財の活用を推進してまいります。

4、図書館事業につきましては、安心して快適に利用していただくため、図書館の空調設備の改修工事を行います。また、図書館と町立小中学校との連携を強化する学校図書館システムを全ての町立小中学校に導入をさせていただきました。今後は、子ども読書活動推進計画に基づき、自主的に読書活動が行われる環境を整えてまいりたいと思います。

次に、分野3、環境・安全、「住み続けられる」安全・安心なまちづくりでは、次に掲げ

る事業を進めてまいります。

1、地域環境の保全事業につきましては、舟入斎苑の再整備に取り組んでまいります。令和3年度に策定をいたしました斎苑再編基本計画に基づき、斎苑改修建築実施設計、斎苑周辺整備基本計画及び道路予備設計を作成をし、地質測量及び道路測量を実施してまいります。また、愛知県、名古屋市、土地改良区、公安委員会などの関係する機関に対して協議を行ってまいります。

2、上水道事業につきましては、排水施設の老朽化対策を計画的に行うとともに、基幹管路及び重要施設管路の耐震化並びに老朽管の布設替えを促進をし、安心して安全な水道水の供給に努めてまいります。

3、下水道事業につきましては、引き続き学戸新田処理分区において八幡・源氏地区周辺の整備を行い、より多くの方々の生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図ってまいります。

また、整備が完了した下水道施設についても、中長期的な施設の機能を把握し適切に維持管理を行ってまいります。

4、消防・救急事業につきましては、救助工作車とポンプ車の機能を併せ持つ消防ポンプ付救助工作車並びに消防団の小型動力付積載車を計画的に更新することで、機動力を確保し、消防活動の充実を図ります。

また、通信指令業務におけるさらなる運営基盤の強化を図るため、令和7年度から開始をいたします名古屋市消防局を含む8つの消防本部との共同運用に向けた消防指令センターの整備を進めてまいります。

さらに、年々増加をいたします救急需要に対応するため、救急救命士が常時出動できる体制を維持をし、高度な医療行為を行える人材の育成に努めてまいります。

5、防災・危機管理事業につきましては、避難所機能の向上のため、指定避難所にソーラーライトを設置いたします。避難所入り口の照度を確保することで、災害時における避難場所への円滑な避難につなげます。

また、地域防災の要であります自主防災組織に対する補助を拡充するとともに、防災資機材の整備や防災訓練の充実を図り、防災力の高い地域を推進をしてまいります。

6、防犯・交通安全事業につきましては、町内会を対象とした防犯カメラの設置に対する補助を継続するとともに、警察及び関係機関と協力をし、防犯教室や街頭啓発を行うことで、安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。

また、交通安全対策においては、交通安全週間に合わせて、夜間反射材を配布をし、歩行者及び自転車利用者を保護することで、交通事故の防止に努めてまいります。

次に、分野4、都市基盤・産業、「ちょうどいい」快適・便利なまちづくりでは、次に掲げた事業を進めてまいります。

1、道路事業につきましては、道路の予防保全の観点から、長寿命化を図るため、蟹江町舗装個別施設計画を策定をし、計画的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減に努めてまいります。

2、地域公共交通事業につきましては、当町の中心市街地からJR蟹江駅のアクセスの主軸となるJR蟹江駅南側駅前広場及び都市計画道路南駅前線の早期整備に向け、用地取得を進めてまいります。

3、市街地整備・住環境事業につきましては、当町の西の玄関口として都市的土地利用を誘導することを目的とした近鉄富吉駅南地区の土地区画整理事業を実施をするため、令和5年度中の市街化編入に向けた事業手続を進めてまいります。

4、公園・緑地・景観事業につきましては、令和4年度に策定をいたしました蟹江町公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した都市公園の計画的な改修に着手をしてまいります。

5、観光・シティープロモーション事業につきましては、水郷の里の魅力再生を図ることを目的とした蟹江川かわまちづくり計画による護岸修景工事が完了いたしますので、記念事業を実施いたします。工事の過程で続けてきた定点観測の映像を公開するとともに、生まれ変わった護岸を川を目線でご覧いただく船めぐりも実施いたします。これらの取り組みを通じて、町民の川への愛着醸成を図るとともに、町外からの誘客と観光振興に努めてまいります。

転入促進事業につきましては、移住・定住ガイドブックとデザインなどを統一したスマートフォン対応の特設サイトを構築いたします。ガイドブックに掲載し切れなかった内容も盛り込むことによって、移住を検討している方、特に町外の若者や子育て世帯へのアピールの強化を図ることで、当町への移住・定住につなげてまいります。

次に、分野5、行財政・共生、「みんなで取り組む」元気なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、共生社会の推進事業につきましては、アメリカ合衆国イリノイ州マリオン市との姉妹都市交流を再開いたします。この3年間新型コロナウイルスの世界的な流行により、人の往来を伴う交流は断念せざるを得ませんでした。しかし、このたび入国規制が緩和をされたため、使節団を招いて交流を図ります。なお、今回の使節団には、初めてマリオン市長も参加をされます。これまで、両市町が築き上げてきた絆を一層深め、交流のさらなる発展を目指してまいりたいと思います。

2、行財政運営事業につきましては、歳入に限られる中、福祉やまちづくりに関する経費が増大するなど、今後も一層厳しい財政状況が続くことが見込まれます。このため、歳入歳出の両面から全庁横断的な2つの検討チーム、具体的には、ふるさと納税など歳入確保の強化方策及び効果的・効率的な事務事業の推進方策の2チームを立ち上げます。健全で持続可能な財政運用に努めてまいりたいと思います。

行政の情報化への対応につきましては、国が掲げるデジタル田園都市国家構想にある全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現には、地方におけるデジタル実装が必須となります。このために、次代のデジタルインフラともいえるマイナンバーカードの普及に鋭意取り組んでまいりたいと思います。また、同カードの取得者が利用できるオンラインサービス、マイナポータルにおいて、子育て、介護関係をはじめとした26の行政手続きが行えるよう、実務的な対応を図り、ワークスタイルの変革とともに、町民の手続き利便性の向上を目指してまいりたいと思います。

以上、令和5年度の主要施策についてご説明を申し上げました。

最後になりますが、国では、少子化対策の一環として、妊娠中から妊婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して相談を受ける伴走型支援と経済的支援を一体的に実施をする出産・子育て応援交付金が創設をされました。

当町といたしましても、妊娠届出時とそれから出生届出時にそれぞれ5万円の給付を行うとともに、保健師などが出産や子育てへの不安や悩みを抱えている妊産婦に対して、安心して育児ができるよう支援をしてまいります。

また、出産に係る費用を助成する出産育児一時金につきましては、42万円から50万円に引き上げられます。出産前後の家計の負担を軽減するため、国の動向を踏まえ、国民健康保険においても適切に対応してまいります。

さらに、令和5年4月には、大人が中心となっていた社会の形を「こどもまんなか」社会に変えていく司令塔として、こども家庭庁が創設をされます。引き続き、子育て家庭の孤立を防ぎ、不安を和らげるために、関係機関と連携をし、妊婦や乳幼児、その家庭に寄り添った包括的な支援を行うことで、子育ての希望をつなぐ支援の充実を図ってまいりたいと思います。

国は、次元の異なる少子化対策の実現に向け、児童手当など経済的な支援の強化や、学童保育、病児保育、産後ケア、一時預かり等のサービスの拡充を予定をし、子育て世代の不安を解消する大胆な少子化対策の検討を始めました。今後の具体的な内容を注視をしながら、適切に対応してまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

(町長降壇)

○議長 佐藤 茂君

ご苦勞さまでございました。

それでは、これで施政方針を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

総務民生常任委員会を協議会室で行いますので、総務民生委員の方は集まっていますようお願いいたします。じゃ、45分開始ということにさせていただきますので、お願いします。
じゃ、よろしく申し上げます。

(午前10時23分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 佐藤 茂君

日程第14 議案第8号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第8号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」。

蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例。

第1章、総則から第5章、雑則までの20条立ての条例となっております。

内容につきましては、後ほど制定要点でご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

5ページの下欄、提案理由となります。

提案理由。

この案を提出するのは、いじめ問題に必要な対策を効果的に推進していくため、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等を設置する必要があるためである。

それでは、6ページをお願いいたします。

6ページ、蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定要点でございます。

第1章、総則。

第1条、趣旨。この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき、蟹江町が設置する蟹江町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関する必要な事項を定めることを規定する。

第2章、蟹江町いじめ問題対策連絡協議会。

第2条、設置。蟹江町いじめ問題対策連絡協議会（以下、連絡協議会という。）を置くことを規定する。

第3条、所掌事務。連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を推進し、

連絡調整を図るとともに、必要な事項を協議することを規定する。

第4条、組織。第1項、連絡協議会は、委員20名以内で組織することを規定する。第2項、委員は、次の各号に所属する者または蟹江町教育委員会（以下、教育委員会という。）が必要と認める者を委嘱することを規定する。第1号、蟹江町立学校。第2号、教育委員会事務局。第3号、民生部子ども課。第4号、海部児童・障害者相談センター。第5号、愛知県警察。第6号、名古屋法務局。

第5条、委員の任期。第1項、委員の任期は、1年とすることを規定する。第2項、委員は、再任されることができることを規定する。

第6条、会長から第8条、関係者の出席等までにつきましては、後ほどお目通しをください。

8ページをお願いいたします。

第9条、庶務。連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育課において処理することを規定する。

第3章、蟹江町いじめ問題専門委員会。

第10条、設置。蟹江町いじめ問題専門委員会（以下、専門委員会という。）を置くことを規定する。

第11条、所掌事務。専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、各号に掲げる事項について調査審議し、答申し、または意見を具申することを規定する。第1号、いじめの防止等のための対策に関すること。第2号、重大事態の調査に関すること。

第12条、組織。第1項、専門委員会は、委員5人以内で組織することを規定する。第2項、委員は、学識経験のある者または教育委員会が必要と認める者を委嘱することを規定する。

第13条、臨時委員。第1項、専門委員会は、特別の事項に関する調査審議のために臨時委員を置くことができることを規定する。第2項、臨時委員は、教育委員会が委嘱することを規定する。第3項、臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとすることを規定する。

第14条、委員長と第15条、会議につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

第16条、準用。専門委員会は、連絡協議会の委員の任期と再任、関係者の出席及び庶務の規定について準用することを規定する。

第4章、蟹江町いじめ問題調査委員会。

第17条、設置。蟹江町いじめ問題調査委員会（以下、調査委員会という。）を置くことを規定する。

第18条、所掌事務。調査委員会は、町長の諮問に応じ、重大事態の調査結果について調査審議し、答申し、または意見を具申することを規定する。

第19条、準用。調査委員会は、連絡協議会の委員の任期と再任、関係者の出席及び庶務の

規定並びに専門委員会の組織、臨時委員、委員長及び会議の規定について準用するが、庶務は総務部総務課が処理し、委員の委嘱及び委員長が選出されていないときの会議の招集は町長が行うものと規定する。

第5章、雑則。

第20条、委任。この条例に定められていないことは、それぞれ連絡協議会または専門委員会もしくは調査委員会に諮って定めることを規定する。

附則、第1項、施行期日、令和5年7月1日を施行日とする。第2項、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。委員報酬について、専門委員会及び調査委員会委員を日額1万5,000円とすることを、特別の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、規定する。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第15 議案第9号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第9号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

10ページのほうをお願いいたします。

提案理由。

この案を提出するのは、令和4年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、必要があるからである。

なお、11ページから17ページまでは、新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、18ページのほうをお願いいたします。

18ページでございます。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正要点。

別表第1、報酬。表の改正。

附則、令和5年4月1日を施行日とした。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第16 議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、必要があるからである。

3ページから15ページにかけては、新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、16ページをお願いいたします。

16ページから19ページにかけては、当条例の一部改正要点でございます。

改正の内容は2点でございます。

まず、1点目の改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴うものでございます。

4月から、こども家庭庁が設置をされます。現在の子ども・子育て支援法第19条第2項に定められております厚生労働大臣が有する所掌事務が、こども家庭庁設置法に伴い、移管をされ、削除されてまいります。これにより、引用条項の整理を行っていくものでございます。

2点目につきましては、17ページの中ほど、第26条をご覧ください。

第26条の削除につきましては、民法の改正に伴うものでございます。民法第822条におきまして、親権を有する者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとされておりました。この規定が長らく体罰を含む厳しいしつけを容認する印象を与えるとともに、児童虐待を正当化する口実になっていると指摘をされてきたところでございます。このたび、この民法に定める懲戒権が削除されたことに伴い、条例中の同内容の規定を削除してまいります。

19ページをお願いいたします。

附則でございます。

附則、令和5年4月1日を施行日とした。第26条の改正規定は、公布日を施行日とした。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

ちょっと今、部長のほうから説明がありましたけれども、こども家庭庁ができて、今までの管轄だと厚生労働大臣だったよね。そこで、こども家庭庁に移行するということで、そうすると、多分ここは総理大臣だと思うんですけども、その管轄になってくると。これだけ1点確認させてください。

○民生部長 寺西 孝君

板倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こども家庭庁は、内閣府の外局としてこのたび設置をされてまいります。したがって、内閣総理大臣の管轄下に置かれるところでございます。子ども・子育て支援法は、これまで、この3月までは、内閣総理大臣は、子ども・子育て施策の決定や変更などは全て厚生労働大臣に協議をしなければならないとされておったところでございます。ですが、こども家庭庁設置に伴って、その要件が外れていくものでございます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第17 議案第11号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第11号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように

定めるものとする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明をさせていただきます。

4ページの下段をお願いをいたします。

提案理由。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要があるからである。

6ページから10ページにかけては、新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いをいたします。

それでは、11ページをお願いをいたします。

当条例の一部改正要点でございます。

まず、蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

第7条の2、安全計画の策定等の追加につきましては、現在、幼稚園、認定こども園では、学校保健安全法に基づき、安全計画の策定が義務づけられておるところでございます。これに対しまして、保育所等では、その基準が明文化されていないため、当該基準を新たに設けるものでございます。

続きまして、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認の追加につきましては、令和3年7月に福岡県で、さらに令和4年9月に静岡県で、いずれも通園バスに置き去りにされた児童が熱中症で死亡するという大変痛ましい事案が発生をいたしました。これを受け、第1項におきまして、通園バス利用時の児童の所在確認を義務化すること、続きまして、12ページ、第2項におきましては、通園バスへのブザー等の設置を義務化するものでございます。

続きます第10条、第13条、第14条、第40条につきましては、所要の規定の見直しを行っておくものでございます。

続きまして、12ページ下段、蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

第6条の2、安全計画の策定等、続きまして、13ページの第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認につきましては、先ほどの家庭的保育事業等の改正と同等の追加でございます。

続きまして、第12条の2、業務継続計画の策定等の追加につきましては、感染症や非常災害の発生時においても業務を継続的に実施するため、業務継続計画の策定を努力義務化して

いくものでございます。

14ページの第13条につきましては、所要の規定の見直しを行っているものでございます。

附則、第1項、施行期日、令和5年4月1日を施行日といたしました。第2項の経過措置につきましては、通園用バスのブザー設置につきましては、令和6年3月31日までの経過措置を設けるものでございます。第3項の経過措置につきましては、放課後児童健全育成事業の安全計画の策定につきましても、令和6年3月31日まで経過措置を設けるものでございます。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第18 議案第12号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第12号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険条例（昭和36年蟹江町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を変更する必要があるからである。

2ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いをいたします。

3ページをお願いをいたします。

一部改正要点でございます。

第7条、出産育児一時金。第1項、出産育児一時金40万8,000円から48万8,000円。改正につきましては、下の表のとおりでございます。総額といたしまして、42万円から50万円に改正をするものでございます。

附則、第1項、施行期日、令和5年4月1日を施行日といたしました。第2項、経過措置、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る蟹江町国民健康保険条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によることとした。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

資料請求ということなんですけれども、そもそも今回、出産一時金、42万円から50万円ということなんですけれども、出産にかかった費用、令和3年度でちょっと調べてみても、民間クリニックも含めて全国平均で42万円の一時金を上回ることで、平均でも47万3,000円ということですが、都道府県によっても本当差があるんですよね。また、出産する病院やクリニック等もありますし、分娩方法、また日中なのか夜間でも出産費用は変わってくるんですけれども、そこで50万円ということなんですけれども、愛知県とか近隣市町村の平均的な出産費用、なかなかこのクリニック、病院にしても値段出ているわけじゃなくて、実際どのぐらいかかっているものなのか。50万円が本当に妥当なのか、もっと高いのか。東京だと52、3万円という話も出ているんですけれども、ちょっとその辺の資料がありましたら、お願いしたいと思います。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、少し取りまとめまして資料のほうを出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第19 議案第13号「蟹江町図書館空調設備改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第13号「蟹江町図書館空調設備改修工事請負契約締結について」。

令和5年2月1日、制限付き一般競争入札に付した蟹江町図書館空調設備改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

- 1、契約の目的、蟹江町図書館空調設備改修工事。
- 2、契約の方法、制限付き一般競争入札。
- 3、契約金額、1億4,080万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金1,280万円）。
- 4、契約の相手方、株式会社三晃空調名古屋支店、愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19、支店長、田中良治。
- 5、支出科目、令和5年度蟹江町一般会計、9款教育費、4項社会教育費、2目図書館費、14節工事請負費です。

2ページをご覧ください。

制限付き一般競争入札参加業者調書でございます。

ナンバー1、株式会社三晃空調名古屋支店、ナンバー2、大冷工業株式会社、ナンバー3、株式会社太平エンジニアリング名古屋支店の3社から入札参加申込書が提出され、それぞれ自己資本金、経営審査総合数値をつけさせていただいております。

3ページをご覧ください。

入札公告の概要でございます。

- 1、本建設工事の契約は、地方自治法第234条の規定により、一般競争入札の方法によるものとした。
- 2、入札参加者の資格条件として、令和4・5年度蟹江町入札参加資格者名簿に登録され、かつ名簿に記載された管工事の総合評価が1,000点以上で、愛知県内に本店または支店がある者とした。

3、入札参加の資格条件として、国または地方公共団体が発注した工事で、元請として過去5年間（当該年度含まず）に今回の工事と同種、同規模の工事を完了、引き渡した実績がある者とした。

4、入札参加者の資格条件として、建築業法第26条に規定する当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主任技術者を配置できる者とした。

4ページをご覧ください。

令和5年2月1日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。

工事名、蟹江町図書館空調設備改修工事。

工事内容、こちらは設置から25年が経過しました図書館の空調設備を全面的に改修しまして、図書館をより快適に利用できる環境に整えるものでございます。

ナンバー1、株式会社三晃空調名古屋支店が1億2,800万円で落札しました。落札率は77.4%です。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

ここで、住民課長の退席と、下水道課長の入場を許可いたします。職員の入替のため、暫時休憩といたします。

（午前11時15分）

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

○議長 佐藤 茂君

日程第20 議案第14号「令和5年度蟹江町一般会計予算」から日程第27 議案第21号「令和5年度蟹江町下水道事業会計予算」までを一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○副町長 加藤正人君

それでは、ご提案を申し上げます。

予算書の一般会計予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

令和5年度蟹江町一般会計予算。

令和5年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119億5,444万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

2ページから5ページの歳入歳出予算につきましては、後ほど別冊の令和5年度予算関係資料に基づいてご説明をさせていただきます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、債務負担行為でございますが、令和6年度以降複数年にわたる予算として、議会タブレット端末借入料とネットワーク強靱化機器借入料の2件を計上をしております。

期間、限度額につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、第3表、地方債でございます。

臨時財政対策をはじめ、次のページまで計17の事業を計上してありまして、合計5億9,520万円でございます。額の大きいものをご紹介しますと、臨時財政対策債1億2,400万円、それから7ページになりますが、消防ポンプ付救助工作車整備事業が6,770万円、図書館空調設備改修事業が1億7,080万円などとなっております。

起債の方法、限度額、利率、償還の方法をにつきましては、後ほどご覧をいただきたいと

存じます。

それでは、当初予算の概要につきまして、別にお配りをしております予算関係資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

令和5年度予算関係資料のまず、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

4ページが歳入予算の一覧表でございます。

総額が、予算関係資料、表の一番下に記載がございますが、119億5,444万3,000円ということで、前年度に比べまして、表の右から2つ目でございますけれども、4億28万2,000円の増、率では、左のほうになります、3.5%の増ということでございます。

別冊の令和5年度予算関係資料をご説明をしておりますけれども、主な内容につきまして、まず表の一番上、第1款町税でございます。第1項町民税から第5項入湯税まで5つの税目で構成をされております。町税全体では52億6,850万1,000円でございます、前年度に比べ1億6,400万円の増となっております。率では3.2%の増でございます。

その下、第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金につきましては、国・県からの譲与税、あるいは交付金等となっております。

このうち、第11款地方交付税でございますが、予算額が12億900万円ということで、これは令和5年度の地方財政計画に基づきまして算定をしておりまして、前年度より3億3,200万円の増、率では37.9%の増を見込んでございます。

それから、第13款分担金及び負担金でございますが、これには保育所運営費保護者負担金、あるいは小中学校の給食費保護者負担金などが含まれてございます。2億8,486万3,000円、前年度に比べまして673万5,000円の減となっております。

それから、その下、14款使用料及び手数料でございます。町の施設グラウンド等の使用料、住民票等の交付の手数料、斎苑の使用料、道路占有料など、様々なものが含まれてございますが、9,895万5,000円、前年度とほぼ同額の計上でございます。

それから、第15款国庫支出金でございます。総額が13億7,458万1,000円ということで、前年度に比べ1,433万4,000円の増となっております。多くは第1項の国庫負担金でございます、11億5,425万7,000円でございます。その中には、児童手当負担金3億6,380万円、あるいは障害者自立支援給付費等負担金3億2,467万2,000円などが含まれてございます。

それから、16款県支出金でございます。総額が8億666万5,000円でございます、前年度に比べ484万8,000円の増でございます。このうち、第1項県負担金が4億7,602万9,000円、それからこの中には児童手当負担金、それから障害者自立支援給付費等負担金がございます。それから、第2項県補助金が2億4,604万3,000円、子ども医療支給費補助金等でございます。

2つ飛んでいただいて、第19款繰入金でございます。7億5,510万4,000円、前年度に比べ2,824万4,000円の増でございます。この中には、財政調整基金繰入金が4億7,000万円、下水道整備基金繰入金が2億5,000万円等となっております。

それから、第20款繰越金でございますが、令和4年度の繰越金の見込額といたしまして、1億2,418万6,000円を計上してございます。

それから、第21款諸収入でございます。これは、第1項延滞金、加算金及び過料、あるいは第3項貸付金元利収入などでございますけれども、1億5,786万1,000円でございます。

最後に、第22款町債でございます。5億9,520万円ということで、前年度に比べ2億9,160万円の減となっております。これは、臨時財政対策債が前年度は5億2,000万円計上してございましたが、5年度は1億2,400万円、4億円に近い減となっております。5年度の地方財政計画におきまして、臨時財政対策債が大きく減少したことを踏まえたものでございます。

歳入は以上でございます。

それから、次、右の5ページ、歳出予算でございます。

第1款議会費から第11款予備費まででございます。主なものにつきまして、その増減要因をご説明をさせていただきます。

まず、第2款の総務費でございますが、第1項の総務管理費から第6項監査委員費まで6項目でございます。総額が14億4,203万1,000円ということで、前年度に比べまして1億1,790万4,000円の減となっております。これは、4年度に実施、現在実施をしております役場本庁舎の屋根の防水外壁改修工事等が終了をすることによるものでございます。

それから、第3款民生費でございますが、予算額が47億8,109万3,000円、前年度に比べ1億9,940万6,000円の増となっております。第1項社会福祉総務費につきましては、25億7,270万4,000円、前年度に比べまして1億5,974万6,000円の増でございます。海部南部権利擁護センターの体制強化に係る委託費の増額等が含まれてございます。それから、第2項が児童福祉費でございますが、22億826万3,000円、これは前年度に比べまして3,965万9,000円の増となっております。子ども医療費が前年度に比べ799万8,000円増となっていることなどによるものでございます。

それから、第4款衛生費でございますが、予算額が11億8,985万8,000円ということで、前年度に比べまして8,975万9,000円の増となっております。この中には、1月からスタートいたしました出産・子育て応援事業につきまして3,804万8,000円を計上をしております。さらには、舟入斎苑の再整備に関連をしまして、建築設計業務、周辺整備基本計画の作成業務につきまして1,293万7,000円を計上しているところでございます。

その下、第5款農林水産業費でございますが、1億4,728万9,000円、前年度に比べまして1,481万1,000円の増でございます。土地改良事業負担金の増等によるものでございます。

それから、第6款商工費でございますが、1億9,988万1,000円、前年度に比べますと7,841万4,000円の減となっております。4年度に観光交流センター祭人（さいと）の駐車場の整備を実施をしまして、その予算がなくなったことなどによるものでございます。

それから、第7款土木費でございますが、10億3,323万6,000円、前年度に比べますと4,863万円の減でございます。この減の要因でございますが、都市計画道路南駅前線の土地取得費補償費につきまして、4年度は一般会計に計上してございましたが、5年度は土地取得特別会計に計上をいたしました。したがって、一般会計がその分減り、土地取得特別会計がその分増えておるといような状況でございます。それから、そのほか土木費の主なものといたしましては、近鉄蟹江駅南地区の土地区画整理事業、市街化編入に向けた調査委託等でございますけれども、1,336万5,000円、あるいは源氏泉緑地の護岸の改修工事、日光川ウォーターパークの眺望施設の修繕工事など、公園緑地の工事請負費として1億660万2,000円を計上をしております。

それから、第8款が消防費でございます。予算額が6億6,316万円ということで、前年度に比べ1億3,267万3,000円の増でございます。7年度から、名古屋市はじめ8消防本部で消防支援センターの共同運用を開始をいたします。そのシステム整備、庁舎改修等に係る負担金として3,611万3,000円計上してございます。そのほか、老朽化が進んでおりますタンク車と救助工作車に替えまして、2台の機能を併せ持つ消防ポンプ付救助工作車を導入することにいたしまして、1億円を計上をいたしました。

それから、第9款が教育費でございます。予算額は15億650万9,000円、前年度に比べまして1億8,139万1,000円の増でございます。このうち、図書館の空調設備の改修につきましては、工事請負費を計上してございます。ほかには、小学校及び中学校の設備事業費といたしまして、蟹江小及び蟹江中学校のトイレの洋式への改修工事の設計委託料あるいは小学校でのスクールサポーターの1名増の費用等が含まれてございます。

それから、第10款公債費でございますが、8億5,576万1,000円、これは過去に借り入れた地方債の元金及び利子の償還金でございます。

それから、第11款予備費でございますが、前年度同額の800万円を計上をしております。

以上、合わせました歳出総額が119億5,444万3,000円ということで、前年度比3.5%増でございます。

以上が令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要でございます。

なお、この予算関係資料の20ページ以降でございますが、令和5年度の蟹江町一般会計主要事業一覧表として、第5次総合計画の分野別に主な事業を取りまとめてございます。

また、その資料の57ページ以降ですが、蟹江町まち・ひと・しごと創生事業一覧表といたしまして、関連の事業を取りまとめました。どちらも一覧表の後ろに事業内容等記載した表を添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上が令和5年度一般会計当初予算のご説明でございます。ご提案を差し上げました。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

すみません。今、説明のところの土木費でございます。

歳出予算の第7款土木費のところ、近鉄蟹江駅南地区と今申し上げましたが、誤りでございました。「近鉄富吉駅南地区の土地区画整理事業」でございます。その関連予算の計上でございます。

おわびして訂正を申し上げます。

以上が一般会計の提案理由でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の281ページをお願いいたします。

議案第15号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」。

令和5年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和5年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入でございます。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税合わせて予算額が7億5,105万6,000円、前年度と比較いたしますと2,796万円の減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目事務手数料が1万円でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金、頭出し予算でございます。

4款県支出金は、1項県補助金、1目保険給付費等交付金で25億4,067万3,000円と2項1目財政安定化基金交付金の頭出し予算合わせまして25億4,067万4,000円で、1,837万8,000円の増額でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金17万円は国民健康保険支払準備基

金預金利子でございます。

6款繰入金でございますが、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金が1億8,570万7,000円、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金1億円、合わせまして繰入金の合計が2億8,570万7,000円でございます。前年度と比較いたしますと1,638万8,000円の増額となっております。

7款1項1目繰越金は1,045万6,000円でございます。

8款諸収入でございますが、1項延滞金及び過料、1目延滞金が792万3,000円、2項1目預金利子が1,000円、3項雑入は1目第三者納付金から3目雑入まで合わせまして400万2,000円、諸収入の合計が1,192万6,000円となっております。

歳入合計は36億円、前年度と比較いたしますと435万3,000円、0.12%の増額となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費から2目連合会負担金まで3,197万4,000円、2項1目運営協議会費が33万9,000円、合計が3,231万3,000円、前年度比62万円の増額でございます。

2款の保険給付費、1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費から5目の審査支払手数料まで合わせまして21億9,810万5,000円、2項高額療養費でございますが、1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費まで合わせまして2億9,452万円、3項の移送費につきましては7万円でございます。4項出産育児諸費は、1目出産育児一時金と2目支払手数料合わせまして1,260万7,000円、5項1目葬祭諸費は325万円、6項1目傷病手当金は200万円でございます。よって、2款保険給付費は合計で25億1,055万2,000円、前年度と比較いたしまして884万1,000円の増額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金でございます。1項医療給付費分は、1目の一般被保険者医療給付費分と2目退職被保険者等医療給付費分で7億93万7,000円、2項後期高齢者支援金等分は、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分が2億3,284万4,000円、3項1目介護納付金分が8,405万8,000円、合計で10億1,783万9,000円、前年度と比較いたしますと44万9,000円の増額でございます。

4款財政安定化基金拠出金は頭出しの予算でございます。

5款保健事業費につきましては、1項1目特定健康診査等事業費2,889万2,000円、2項保健事業費、1目疾病予防費が62万2,000円、保健事業費合計2,951万4,000円、前年度比565万4,000円の減額でございます。

6款1項基金積立金は、国民健康保険支払準備基金積立金でございます。

7款諸支出金461万円は、1目保険税還付金などでございます。

8款1項1目予備費につきましては、500万円で昨年度と同様でございます。
歳出合計36億円、前年度と比較いたしますと435万3,000円、0.12%の増額となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、引き続きまして、予算書のほうの329ページをお願いいたします。
329ページでございます。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第16号「令和5年度蟹江町土地取得特別会計予算」。

令和5年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,904万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

336ページ、337ページのほうをご覧ください。

歳入予算でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、予算額が40万円でございます。

それから、2項財産売払収入、1目土地売払収入、予算額のほうは頭出しの1,000円でございます。

それから、2款1項1目繰越金、予算額のほうが頭出しの1,000円でございます。内訳としまして、前年度の繰越金でございます。

それから、3款諸収入、1項1目土地開発基金借入金、予算額が3億9,863万7,000円、こちらのほうは借入金でございます。

それから、2項1目の雑入でございます。予算額が1,000円でございます。頭出しの1,000円を計上をしております。

以上が歳入予算でございます。

それから、続きまして、歳出のほう、1枚おめくりいただきまして、338ページ、339ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1款土地取得費、1項土地取得費、1目土地取得費でございます。予算額のほうが3億9,863万9,000円でございます。内訳といたしまして、需用費として土地購入の印紙代金等が20万円、役務費、不動産の鑑定料が120万円、それから委託料といたしまして3種類ござい

ます。物件補償調査業務委託料をはじめ全部で3つ、合わせて500万円、それから公有財産購入費として、土地購入費としまして予算額が1億5,240万1,000円、最後に補償金として2億3,983万8,000円を計上させていただいております。

次ページのほうをお願いいたします。340ページ、341ページをお願いします。

2款土地開発基金費、1項土地開発基金費、1目土地開発基金費でございます。予算額が40万円の計上でございます。内訳といたしまして、土地開発基金預金利子積立金でございます。

次ページをお願いいたします。342ページ、343ページをお願いします。

3款諸支出金、1項諸支出金、1目土地開発基金償還金でございます。予算額が頭出しの1,000円でございます。こちらのほうは基金への戻し金のほうを頭出しで計上するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、予算書の345ページをお願いをいたします。

ご提案申し上げます。

議案第17号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」。

令和5年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億8,352万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、令和5年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いをいたします。

令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料6億3,511万1,000円、前年度と比較いたしまして4,040万1,000円の増額でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料につきましては、1万円の頭出しで

ございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は4億6,504万1,000円、2項の国庫補助金でございますが、1目調整交付金から6目介護保険システム改修費補助金まで合わせまして8,588万円で、国庫支出金の合計が5億5,092万1,000円、前年度と比較いたしまして872万4,000円の減額でございます。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金と2目地域支援事業支援交付金を合わせまして7億1,167万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして1,756万7,000円の増額でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金が3億6,446万3,000円、2項県補助金、1目と2目の地域支援事業交付金を合わせました県支出金の合計が3億8,639万2,000円、前年度比657万3,000円の増額でございます。

6款財産収入37万9,000円は、介護給付費準備基金預金利子でございます。

7款繰入金、1項の一般会計繰入金は、1目介護給付費繰入金から5目その他一般会計繰入金まで合わせまして4億4,902万2,000円、2項基金繰入金でございますが、1目の介護給付費準備基金繰入金と合わせまして4億9,902万2,000円、前年度と比較し2,475万9,000円の増額でございます。

8款繰越金と9款諸収入につきましては、頭出しの予算でございます。

歳入合計が27億8,352万円、前年度と比較いたしますと8,080万2,000円、2.99%の増額となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費7,520万6,000円、2項徴収費、1目賦課徴収費が36万8,000円、合計が7,557万4,000円、前年度比1,498万7,000円増額でございます。

2款1項保険給付費は、1目保険給付費と2目審査支払手数料まで合わせまして24億8,920万5,000円、2項1目高額介護サービス等費6,311万9,000円で、合計金額が25億5,232万4,000円、前年度と比較し5,472万4,000円の増額でございます。

3款の地域支援事業費でございますが、1項の介護予防・生活支援サービス事業費が1目の介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費合計で7,766万6,000円、2項1目一般介護予防事業費が571万3,000円、3項包括的支援事業・任意事業費が1目包括的支援事業費から6目地域ケア会議推進事業費まで5,969万1,000円、4項その他諸費、1目審査支払手数料まで15万円を合わせまして1億4,322万円、前年度と比較いたしまして1,086万5,000円の増額でございます。

4款基金積立金38万円は、介護給付費準備基金積立金などがございます。

5 款諸支出金は1,202万1,000円で、主に返還金に充ててまいるものでございます。

6 款予備費につきましては、頭出しの予算でございます。

歳出合計27億8,352万円、前年度と比較いたしまして8,080万2,000円、2.99%の増額をお願いするものでございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、少し早いですけれども、暫時休憩とさせていただきます。開始は午後1時からということで、よろしくお願いいたします。

じゃ、休憩といたします。

(午前11時57分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

コミュニティ・プラント事業特別会計予算の説明のほうから、よろしくお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

それでは、予算書385ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第18号「令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」。

令和5年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,317万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、392ページ、393ページをご覧ください。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度の予算額は頭出しの1,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項1目使用料、本年度予算額は420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金、本年度予算額は897万3,000円でございます。

第4款繰越金、予算額は頭出しの1,000円でございます。

第5款諸収入、1項1目の預金利子と2項1目の雑入につきましては、それぞれ頭出しの1,000円でございます。

よって、歳入合計は1,317万8,000円とさせていただきます。

次に、394ページ、395ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額は1,317万8,000円でございます。

各項目の主なものといたしましては、説明欄の10節需用費の光熱水費で267万9,000円、11節役務費の汚泥処理手数料で140万3,000円、12節委託料といたしましては、処理施設の維持管理業務などの委託料で437万5,000円でございます。14節の工事請負費は、下水道管維持修繕等工事と蟹江南クリーンセンター内機器整備修繕工事を含めまして450万5,000円でございます。前年度と比較いたしまして、歳入歳出それぞれ44万2,000円の増でございます。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、予算書の397ページをお願いをいたします。

ご提案申し上げます。

議案第19号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」。

令和5年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,502万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項内での流用とする。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和5年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

5ページをお願いをいたします。

令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は4億5,084万円、前年度と比較いたしますと1,683万6,000円の増額でございます。

2 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険基盤安定拠出金7,274万5,000円、前年度と比較し384万9,000円の増額でございます。

3 款使用料及び手数料は、頭出しの予算となっております。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金が1 目療養給付費繰入金から3 目事務費繰入金まで合わせまして4 億3,039万円、前年度比1,265万5,000円の増額でございます。

5 款諸収入は、1 項延滞金、加算金及び過料、2 項預金利子、3 項雑入を合わせまして5 万3,000円。

6 款1 項1 目の繰越金は100万円でございます。

歳入合計は9 億5,502万9,000円、前年度と比較いたしまして3,334万円、3.62%の増額となっております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費、1 目一般管理費が898万2,000円、2 項徴収費、1 目賦課徴収費が35万6,000円、合計で933万8,000円、前年度比226万円の減額でございます。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金は9 億4,463万8,000円、前年度と比較いたしまして3,560万円の増額でございます。

3 款諸支出金でございますが、1 項償還金及び還付加算金と2 項繰出金合わせまして105 万2,000円でございます。

4 款1 項1 目の予備費は、頭出しの予算でございます。

歳出合計9 億5,502万9,000円、前年度と比較いたしまして3,334万円、3.62%の増額をお願いするものでございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

それでは、別冊でございますが、蟹江町水道事業会計予算書1 ページをご覧ください。

ご提案申し上げます。

議案第20号「令和5 年度蟹江町水道事業会計予算」。

総則。

第1 条、令和5 年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間総配水量といたしまして、458万2,000立方メートル、2、1 日平均配水量といたしまして、1 万2,554立方メートル、3、有収水量といたしましては389万5,000立方メートル、4、有収率といたしましては85%、5、給水加入件数は1 万4,380件、6、給水人口は

3万5,870人、7、主な建設改良事業につきましては、配水管施設工事費として3億3,890万円、拡張工事として2,000万円、固定資産取得費として1億2,294万5,000円でございます。

収益的収入及び支出でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億5,219万5,000円でございます。

支出の部。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億3,556万9,000円でございます。

1ページはねていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,676万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,240万6,000円、建設改良積立金1億8,454万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,981万2,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金から第3項の企業債までの合計で1億9,763万8,000円でございます。

支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費と第2項の予備費の合計で5億3,440万円でございます。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、上下水道料金システム機器等賃貸借。期間は令和5年度から令和10年度までで、限度額は6,209万2,000円でございます。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、水道施設耐震化事業の限度額1億3,000万円でございます。起債の方法といたしましては、証書借入でございます。

なお、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いします。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、第8条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を得なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、7,512万7,000円、2、交際費、1万円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第9条、たな卸資産の購入限度額は867万7,000円と定める。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページの令和5年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から24ページの令和5年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひします。

25ページからの令和5年度予算実施計画明細書につきましては、別添A3資料にて説明させていただきます。

A3資料の令和5年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益で7億1,070万6,000円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から5目の雑収益までの合計で4,148万7,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては7億5,219万5,000円、前年度予定額は7億6,289万1,000円で、比較いたしますと1,069万6,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用までの合計で7億3,019万7,000円。第2項の営業外費用につきましては、2目の消費税と3目の雑支出で370万円。第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損で2,000円。第4項予備費につきましては、500万を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては7億3,556万9,000円、前年度予定額は7億4,051万9,000円で、比較いたしますと495万円の減でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的収入及び支出。

収入の部。

第1款、資本的収入。科目、第1項工事負担金、1目工事負担金につきましては6,763万7,000円。第2項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては1,000円。第3項企業債、1目企業債につきましては1億3,000万円。本年度予定額の合計といたしまして

は1億9,763万8,000円。前年度予定額は6,263万8,000円で、比較いたしますと1億3,500万円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出、科目、1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で5億3,410万円でございます。3項の予備費につきましては30万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては5億3,440万円、前年度予定額は4億6,759万6,000円で、比較いたしますと6,680万4,000円の増でございます。

本年度予定額の収支差引額は、3億3,676万2,000円の不足となります。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,676万2,000円の補てんにつきましては、先ほど予算書2ページの第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

引き続きまして、別冊、蟹江町下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

ご提案申し上げます。

議案第21号「令和5年度蟹江町下水道事業会計予算」。

総則。

第1条、令和5年度蟹江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間排出量といたしましては195万8,000立方メートル、2、1日平均排出量といたしましては5,364立方メートル、3、年間有水量といたしましては177万2,000立方メートル、4、有収率といたしましては90.5%、5、接続戸数といたしましては5,113件。マンションも接続戸数1件となっております。6、水洗化人口1万6,822人でございます。7、主な建設改良費事業といたしましては、公共下水道管渠布設工事6億6,777万3,000円、公共汚水ます設置工事2,500万円、宅内ポンプ施設工事2,000万円でございます。

収益的収入及び支出でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で6億5,147万9,000円でございます。

支出の部。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で6億1,167万7,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,980万2,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額239万5,000円、引継金3,642万円及び過年度分損益勘定留保資金1億8,098万7,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第5項の一般会計補助金までの合計で8億1,170万1,000円でございます。

1ページをはねていただきまして、支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で10億5,150万3,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業の限度額3億7,160万円と流域下水道事業の限度額670万円でございます。起債の方法といたしましては、証書借入でございます。

なお、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は10億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費6,450万円でございます。

他会計からの補助金。

第9条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億4,289万6,000円である。

令和5年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

3ページの令和5年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

21ページからの令和5年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画明細につきましては、別添A3の資料でご説明させていただきます。

A3資料の令和5年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

1款下水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の下水道使用料と2目のその他営業収益で2億3,771万5,000円。2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から7目の雑収益までの合計で4億1,376万2,000円。3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益の合計で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては6億5,147万9,000円、前年度予定額は6億4,355万5,000円で、比較いたしますと792万4,000円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の管渠費から4目の減価償却費までの合計で5億3,726万4,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から4目の雑支出の合計で7,431万1,000円、3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円でございます。第4項予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては6億1,167万7,000円、前年度予定額は5億9,774万1,000円で、比較いたしますと1,393万6,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入。科目、第1項企業債、1目企業債は、下水道事業債の3億7,830万円。第2項負担金及び分担金、1目負担金及び分担金は、受益者負担金及び区域外流入分担金の2,464万1,000円です。第3項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金として1,000円でございます。第4項国庫補助金、1目国庫補助金は、下水道管渠等の整備に係る国庫補助金の3億1,700万円です。第6項一般会計補助金、1目一般会計補助金は9,175万9,000円です。本年度予定額の合計といたしましては8億1,170万1,000円、前年度予定額は7億6,669万1,000円で、比較いたしますと4,501万円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費は、下水道管渠等の建設改良に要する費用で8億7,403万6,000円でございます。第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は1億7,736万7,000円です。3項の予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしまして10億5,150万3,000円、前年度予定額は10億

1,250万5,000円で、比較いたしますと3,899万8,000円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億3,980万2,000円につきましては、先ほど予算書2ページの第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第21号までの8議案は、来る3月14日、15日の両日にかけて審議をお願いすることとし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第21号までの8議案は精読とされ、3月14日、15日の両日にかけて審議をお願いすることとなりました。

ここで、下水道課長の退席と、住民課長の入場を許可いたします。職員の入替えのため、暫時休憩とします。

(午後1時35分)

○議長 佐藤 茂君

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時37分)

○議長 佐藤 茂君

議員から資料請求がございましたので、担当課長さん、よろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、同一件名で上程されております議案第1号から議案第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第13号「蟹江町図書館空調設備改修工事請負契約締結について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、6議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程28 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。海部地区急病診療所組合議会議員に、飯田雅広君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました飯田雅広君を海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。ただいま指名いたしました飯田雅広君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

よって、会議規則第33条第2項の規定により、私のほうから、今日はお休みでございますので、後ほど当選の告知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第29 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。海部南部広域事務組合議会議員に、山岸美登利さん、そして石原裕介さんを指名いたしま

す。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、山岸美登利さん、そして石原裕介さんを、海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました石原裕介君、山岸美登利さんが、海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました石原裕介君、山岸美登利さんが議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

よろしく申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、追加日程第30 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第31 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第32 議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第33 議案第13号「蟹江町図書館空調設備改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

(午後 1 時45分)